

ライフコーポレーション健康保険組合  
公 告 3 0 0 号  
令和 8 年 2 月 24 日

ライフコーポレーション健康保険組合員 殿

ライフコーポレーション健康保険組合  
理事長 林 正 樹

## 公 告

ライフコーポレーション健康保険組合同約の一部を変更しましたので、健康保険法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき公告します。

### 記

ライフコーポレーション健康保険組合同約の一部を別紙新旧対照表のとおり変更する。

以上

新	旧
ライフコーポレーション健康保険組合理約	ライフコーポレーション健康保険組合理約
第1条～第47条 <現行どおり>	第1条～第47条 <省略>
(予備費の費途)	(予備費の費途)
第48条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。	第48条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 事務所費	<新設>
(2) 保険給付費	(1) 保険給付費
(3) 納付金	(2) 納付金
(4) 保健事業費	(3) 保健事業費
(5) 還付金	(4) 還付金
(6) 財政調整事業拠出金	(5) 財政調整事業拠出金
(7) 雑支出(補助金等返還金支出に限る。)	(6) 雑支出(補助金等返還金支出に限る。)
2. <現行どおり>	2. <省略>
3. <u>子ども勘定のうち、予備費に充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u>	<新設>
(1) 納付金	
(2) 還付金	
(3) 雑支出(補助金等返還金支出に限る。)	
(準備金の保有方法)	(準備金の保有方法)
第49条 準備金(介護納付金にかかる準備金を除く。)は次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。この場合において、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1については早急に保険給付に要する費用に充てる必要が生じた場合に備え、第1号、第2号のもので換金処分の容易な形態によって保有するものとする。	第49条 準備金(介護納付金にかかる準備金を除く。)は次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。この場合において、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1については早急に保険給付に要する費用に充てる必要が生じた場合に備え、第1号、第2号のもので換金処分の容易な形態によって保有するものとする。
(1)～(12) <現行どおり>	(1)～(12) <省略>
2. <u>介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として第1項の第1号、第2号の方法によって保有しなければならない。</u>	2. 介護納付金に係る準備金は、原則として第1項の第1号、第2号の方法によって保有しなければならない。
第50条～第52条 <現行どおり>	第50条～第52条 <省略>
附則 この規約は、令和8年4月1日から施行する。	